

身体障害者の利用の用に供される自動車（車いす移動車）の自動車税種別割及び（軽）自動車税環境性能割の減免についてのお知らせ

本県におきましては、身体障害者の利用に供する自動車の自動車税種別割及び（軽）自動車税環境性能割の減免をしています。

◎ 自動車の範囲等

1 減免対象の自動車

身体障害者専用自動車	特種用途自動車（ナンバープレートの番号が8で始まる自動車）であり、自動車検査証の「車体の形状」が次のいずれかであること。 ・車いす移動車（平成13年9月以前に登録された自動車については、「身体障害者輸送車」） ・入浴車（遺体用に使用するものを除く。）
身体障害者利用自動車	車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車
身体障害者運転自動車	運転装置、制御装置等が特別の仕様により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車

※リース車・レンタカーも減免の対象となります。

※自家用及び事業用の別は問いません。

2 減免額

自動車の範囲	減免額	
	自動車税種別割	（軽）自動車税環境性能割
身体障害者専用自動車	全額	全額
身体障害者利用自動車	—	一部（※）
身体障害者運転自動車	—	一部（※）

（※）減免額については、名古屋東部県税事務所資料管理課にお問い合わせください。

3 自動車の使用目的

身体障害者専用自動車	車いすを利用する必要がある者（以下「車いす利用者」という。）又は自動車に装着された浴槽等を利用する必要がある者の利用に供するもの
身体障害者利用自動車	身体障害者の利用に供するもの
身体障害者運転自動車	身体障害者を雇用し専ら当該身体障害者に運転させるもの

4 自動車の所有者及び台数等

自動車の所有者（使用者）	車いす利用者又は身体障害者以外の方でも構いません。
自動車の台数等	利用者を特定して減免申請する場合は、減免を受けられる自動車は、1人につき1台に限られます。 また、身体障害者等に対する自動車税種別割・（軽）自動車税環境性能割の減免を受けている場合は、本制度と重複して減免を受けることはできません。

◎ 提出書類（○は必ず提示、提出又は持参する必要があるもの、△は使用者が法人の場合のみ提出するもの）

提出書類 区分	減免申請書	者場印 印鑑（法人の 場合は、代表 の印）	の自 写し 動 車 検 査 証	（注 1） 認 定 可 能 な 書 類	業 務 内 容 を 確 認 可 能 な 書 類	証 明 書 （注 2）	履 歴 事 項 全 部 の 証 明 書 （注 2）	使 用 者 法 人 の 認 定 書 （注 3）	車 体 の 写 真 （注 3）	書 類 （注 4）	車 い す 利 用 の 必 要 性 を 示 す の 書 類 （注 4）	の 認 定 書 類 （注 5）	認 定 可 能 な 書 類 （注 5）	構 造 変 更 に 要 す る 金 額 が 確 定 可 能 な 書 類 （注 5）
施設等利用の場合	○	○	○	○	○	△								
介護タクシー事業者の場合	○	○	○	○	○	△								
入浴車の場合	○	○	○	○	○	△		○						
個人が利用する場合	○	○	○								○			
身体障害者利用自動車又は身体障害者運転自動車の場合	○	○	○	○	○	△							○	

（注1）車両を使用している施設のパンフレット、介護タクシー又は巡回入浴車の料金表など。

（注2）履歴事項全部証明書のない法人の場合は定款（コピー可）。

（注3）車の外観（ナンバープレートが写ったもの）、車両後部（排水管用が写ったもの）及び浴槽部の写真を提出してください。

（注4）医師の診断書等が該当します。（詳細は管轄の県税事務所にお問い合わせください。）

（注5）売買契約書、改造費明細書、改造結果審査通知書などがあります。（詳細は名古屋東部県税事務所資料管理課へお問い合わせください。）

◎ 提出期限及び提出先

区分	減免対象税目	自動車税種別割		(軽)自動車税環境性能割	
	提出期限及び提出	提出期限	提出先	提出期限	提出先
新しい自動車を購入する場合	新しい自動車を購入する場合	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所地（主たる定置場）を管轄する名古屋東部県税事務所各駐在室	運輸支局に新規登録を行うときまで	住所地（主たる定置場）を管轄する名古屋東部県税事務所各駐在室
	一時抹消された中古車を購入する場合				
	ナンバー交付済みの中古車を購入する場合（非課税、課税免除に該当する者が所有していた車の場合は除きます。）	取得した年度の翌年度の5月31日（納期限）まで ※翌年度の自動車税種別割から減免になります。	住所地を管轄する県税事務所	運輸支局に移転登録を行うときまで	住所地对角線
	現在所有している自動車の定置場を、他県から愛知県に変更する場合	変更した年度の翌年度の5月31日（納期限）まで ※翌年度の自動車税種別割から減免になります。			
	4月1日（賦課期日）現在で所有している自動車を減免する場合	5月31日（納期限）まで ※5月31日を過ぎてからの申請は、翌年度の自動車税種別割から減免になります。			

○軽自動車税環境性能割については、軽自動車検査協会に新規又は移転の届出を行うときまでに、一般社団法人愛知県自動車会議所の小牧事務所、港事務所、西三河事務所軽自動車分室又は豊橋事務所の県税申告窓口へ提出してください。自動車の範囲は、自動車税環境性能割と同様です。

○提出期限が「5月31日（納期限）まで」と記載されているものについて、その日（5月31日）が土曜日又は日曜日となる場合は、次の開庁日が提出期限となります。

◎ 自動車税種別割についての減免の適用時期

- 1 提出期限までに減免申請書が提出されなかった場合には、**申請された年度の翌年度から減免になります。**
- 2 既に登録されている自動車を、4月1日（賦課期日）以後に譲り受けた場合は、**譲り受けた年度の翌年度から減免になります。**

この「お知らせ」は、一般的なことから記載してありますので、詳しいことは、管轄の県税事務所へお問い合わせいただくか、税務課のホームページをご覧ください。

愛知県税務課

検索

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>)

